○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札 に参加する者に必要な資格等を定める件

昭和四十一年一月二十五日 福島県告示第五十九号

(最終改正 令和5年2月28日)

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「規則」という。)第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査(以下「測量等」という。)の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。)を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

(平八告示二二六・平一九告示八七三・平二○告示四八六・一部改正)

(資格の審査を受けることができない者)

- 第一 次の各号のいずれかに該当する者又はその構成員のいずれかが次の各号のいずれか に該当する共同企業体は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることが できない。
  - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて 復権を得ない者
  - 二 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
  - 三 県税を滞納している者
  - 四 消費税又は地方消費税を滞納している者
  - 五 工事の請負契約又は測量等の委託契約にあつては、別表の工事等種別欄に掲げる区分に応じ、審査基準日(資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。)の属する事業年度の開始日(以下「当期事業年度開始日」という。)の直前一年(以下「審査対象年」という。)の事業年度において完成工事高又は取扱高のない者
  - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十 二条第一項各号のいずれかに該当する者
  - 七 工事に係る資格の審査を受けようとする者にあつては、雇用する労働者が雇用保険の

被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことに ついて関係機関に届出を行っていない者

(昭五五告示一九二九・昭六三告示一四八九・平七告示三九九・平一二告示二九八・平一六告示六五六・平一八告示五六一・平一九告示八七三・平二〇告示四八六・平 二四告示五六六・平二六告示五○二・平二六告示六九四・一部改正)

(資格及びその有効期間)

- 第二 資格は、申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)により審査の上知事 が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
  - 一 西暦における偶数年(以下「偶数年」という。)の七月一日を審査基準日とする申請 書等を提出した者 当該審査基準日の属する年の翌年の四月一日から二年間
  - 二 西暦における奇数年(以下「奇数年」という。)の一月一日又は七月一日を審査基準日とする申請書等を提出した者 当該申請に係る資格の認定を受けた日から当該審査 基準日の属する年の翌々年の三月三十一日まで
  - 三 偶数年の一月一日を審査基準日とする申請書等を提出した者 当該申請に係る資格 の認定を受けた日から当該審査基準日の属する年の翌年の三月三十一日まで

(昭四七告示一一九六・全改、昭五五告示一九二九・昭五七告示三八二・昭六三告 示一四八九・平元告示一八五・平八告示二二六・平九告示四八七・平一一告示四九 二・平一二告示六六四・平一九告示八七三・一部改正)

(資格の喪失)

- 第三 資格の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該資格 を失うものとする。
  - 一 第一の第一号又は第二号
  - 二 工事の請負契約に係る資格の認定を受けた県内業者(福島県内に主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。)が、県外へ主たる営業所を変更したとき。

(平一九告示八七三・全改、平三○告示五七六・一部改正)

(工事の請負契約に係る資格の審査及び格付け)

第四 工事の請負契約に係る資格は、毎年一月一日又は七月一日を審査基準日として次に掲げる事項を別に定める方法により審査し、競争入札に付そうとする工事の金額に応じ定めたA、B、C及びDの四区分(この区分により難い場合においては、必要に応じこの区分を増減し、又はこの区分を設けないことができる。)に格付けるものとする。この場合にお

いて、第二号に規定する主観的事項の審査を省略することがある。

#### 一 客観的事項

#### (一) 経営規模

- ア 当期事業年度開始日の直前二年又は直前三年の各事業年度における完成工事高 について算定した許可を受けた別表の工事等種別欄に掲げる工事ごとの年間平均 完成工事高
- イ 審査対象年の終了の日(以下「直前事業年度終了日」という。)の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算に おける自己資本の額の平均の額
- ウ 審査対象年における利払前税引前償却前利益及び審査対象年の開始の日の直前 一年(以下「前審査対象年」という。)の利払前税引前償却前利益の平均の額

### (二) 経営状況

- ア 審査対象年における純支払利息比率
- イ 審査対象年における負債回転期間
- ウ 審査対象年における総資本売上総利益率
- エ 審査対象年における売上高経常利益率
- オ 基準決算における自己資本対固定資産比率
- カ 基準決算における自己資本比率
- キ 審査対象年における営業キャッシュ・フローの額及び前審査対象年における営業 キャッシュ・フローの額の平均の額
- ク 基準決算における利益剰余金の額

# (三) 技術力

- ア 直前事業年度終了日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち別表の 工事等種別欄に掲げる工事ごとの次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数 (ア) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十五条第二号イに該当する者(同 法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けてい る者であつて、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交 通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を 経過しないものに限る。)
  - (イ) 建設業法第十五条第二号イに該当する者であつて、(ア)に掲げる者以外 の者

- (ウ) 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十八条第一号又は第二号に掲げる者であって、(ア)及び(イ)に掲げる者以外の者
- (エ) 登録基幹技能者講習を修了した者及び建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成三十一年国土交通省告示第四百六十号)第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準(以下単に「能力評価基準」という。)により評価が最上位の区分に該当する者であつて(ア)から(ウ)までに掲げる者以外の者
- (オ) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによつて直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験若しくは登録解体工事試験に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(ア)から(エ)までに掲げる者以外の者
- (カ) 建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で(ア)から(オ)まで に掲げる者以外の者
- イ 当期事業年度開始日の直前二年又は直前三年の各事業年度における発注者から 直接請け負つた建設工事に係る完成工事高(以下「元請完成工事高」という。)に ついて算定した許可を受けた別表の工事等種別欄に掲げる工事ごとの年間平均元 請完成工事高
- (四) その他の審査項目(社会性等)
- ア 次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
  - (ア) 直前事業年度終了日における雇用保険加入の有無
  - (イ) 直前事業年度終了日における健康保険加入の有無
  - (ウ) 直前事業年度終了日における厚生年金保険加入の有無
  - (エ) 直前事業年度終了日における建設業退職金共済制度加入の有無
  - (オ) 直前事業年度終了日における退職一時金制度導入の有無又は直前事業年度 終了日における企業年金制度導入の有無
  - (カ) 直前事業年度終了日における法定外労働災害補償制度加入の有無
  - (キ) 直前事業年度終了日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者 の育成及び確保の状況

- (ク) 審査対象年又は直前事業年度終了日以前三年間の知識及び技術又は技能の 向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況
- (ケ) 直前事業年度終了日におけるワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況
- (コ) 直前事業年度終了日における建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する ために必要な措置の実施状況
- イ 次に掲げる建設業の営業継続の状況
  - (ア) 直前事業年度終了日における営業年数
  - (イ) 平成二十三年四月一日から直前事業年度終了日までの民事再生法又は会社 更生法の適用の有無
- ウ 直前事業年度終了日における防災協定締結の有無
- エ 審査対象年における法令遵守の状況
- オ 次に掲げる直前事業年度終了日における建設業の経理に関する状況
  - (ア) 監査の受審状況
  - (イ) 直前事業年度終了日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるもの の数
  - a 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イに該当する者、登録経理試験の一級試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの、登録経理講習の一級講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの及び建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二の同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示(令和二年国土交通省告示第千六十号)第一号、第三号又は第五号に掲げる者
  - b 登録経理試験の二級試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の 翌年度の日から起算して五年を経過しないもの、登録経理講習の二級講習を受 講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 五年を経過しないもの及び建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二の 同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有す ると認める者を定める告示(令和二年国土交通省告示第千六十号)第二号又は 第四号に掲げる者であって、aに掲げる者以外の者

- カ 審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の平均の額
- キ 直前事業年度終了日における建設機械の保有状況
- ク 直前事業年度終了日における国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又 は登録の状況

#### 二 主観的事項

- (一) 工事成績
- (二) 工事施工の状況
- (三) 優良工事の有無
- (四) 技術職員の数
- (五) 建設業法に基づく処分の状況
- (六) 資格の認定の取消しの有無
- (七) 資格の制限の状況
- (八) 福島県が定める福島県次世代育成支援企業認証制度に基づく「働く女性応援」 中小企業認証の取得の有無
- (九) 福島県が定める福島県次世代育成支援企業認証制度に基づく「仕事と生活の調和」推進企業認証の取得の有無
- (十) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十 三条に規定する障害者の法定雇用義務の遵守の有無。ただし、同条の規定による法定 雇用障害者数が零人の場合は、障害者の雇用の事実の有無
- (十一) 福島県が定める福島県建設業新分野進出企業認定事業に基づく認定の有無
- (十二) 福島県が定める福島県建設業新分野進出優良企業表彰事業に基づく表彰の有無
- (十三) 福島県内において、福島県が発注する除雪業務又は維持補修業務の実績の有無
- (十四) 審査基準日の三年前の日が属する年度の四月一日以降に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)を卒業した者(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条第三項に規定する短時間・有期雇用労働者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第

- 二条第二号に規定する派遣労働者を除く。) を雇用期間の定めがなく新たに常時雇用 した事実の有無
- (十五) 福島保護観察所の登録を受けた協力雇用主として保護観察対象者等(更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第四十八条に規定する保護観察対象者又は同法第八十五条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。)を雇用した事実の有無(十六) ふくしま健康経営優良事業所認定制度に基づく認定の有無

(昭五五告示一九二九・全改、昭六三告示一四八九・平三告示四二四・平七告示三九九・平七告示八四七・平九告示四八七・平一〇告示七七六・平一一告示一一一三・平一三告示一六・平一六告示六五六・平一八告示五六一・平一九告示八七三・平二〇告示二六一・平二〇告示四八六・平二二告示四五〇・平二四告示四〇一・平二六告示五〇二・平二七告示一六一・平二八告示四八九・令二告示四四九・令四告示三九八・令四告示五一九・令五告示一三二・一部改正)

(測量等の委託契約及び製造の請負契約に係る資格の審査)

- 第五 測量等の委託契約及び製造の請負契約に係る資格の審査は、毎年一月一日又は七月一日を審査基準日として次に掲げる事項について行うものとする。
  - 一 当期事業年度開始日の直前二年の各事業年度における取扱高の年間平均取扱高
  - 二 直前事業年度終了日における測量等又は製造に従事する職員の数
  - 三 業務の経歴
  - 四 資本金額
  - 五 審査基準日の前日までの測量等又は製造の営業年数

(昭六三告示一四八九・全改、平七告示三九九・平七告示八四七・平九告示四八七・平一八告示五六一・平一九告示八七三・令四告示五一九・一部改正)

(申請書等の提出)

- 第六 資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところに従い、申請書等を知事に提出 しなければならない。
  - 一 工事の請負契約に係る申請書等及びその提出先
    - (一) 建設工事入札参加資格審査申請書(第一号様式)正副二部(県外業者(福島県内に主たる営業所を有しない者をいう。以下同じ。)及び共同企業体は、正本一部とする。県外業者にあつては次号の(一)及び第三号の(一)において同じ。)
    - (二) 社会保険加入状況申告書(第一号様式の二)(第一の七に該当しないことを申告する必要がある場合に限る。)

- (三) 建設工事入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ア 共同企業体以外の場合
  - (ア) 建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し
  - (イ) 審査対象年に係る経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書の写し。ただし、審査対象年に係る総合評定値通知書を受けたときは、その写しをもつて経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書に代えることができる。
  - (ウ) 工事経歴書(第二号様式)
  - (工) 技術者経歴書(第三号様式)
  - (オ) 営業所一覧表(第四号様式)及び営業所に権限を委任したことを証する書面(以下「営業所一覧表等」という。)(営業所に見積り、入札、契約、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任している場合に限る。以下同じ。)
  - (カ) 納税証明書又はその写し(審査基準日の直前一年において福島県に納付し、 又は納付すべき額が確定した県民税、事業税及び自動車税並びに審査基準日の直 前一年において納付し、又は納付すべき額が確定した消費税及び地方消費税に限 る。以下同じ。)
  - (キ) 新卒者雇用申告書(第五号様式)
  - (ク) 保護観察対象者等の雇用に関する証明書
- イ 共同企業体の場合
  - (ア) 建設共同企業体協定書の写し
  - (イ) 各構成員の建設工事入札参加資格審査申請書の写し及びアに掲げる書類の 写し
- (四) 申請書等の提出先
- ア 県内業者にあつては、主たる営業所の所在地を所管する福島県建設事務所の長
- イ 県外業者及び共同企業体にあつては、福島県総務部財務総室入札監理課長
- 二 測量等の委託契約に係る申請書等及びその提出先
  - (一) 測量等入札参加資格審査申請書(第六号様式)正副二部
  - (二) 測量等入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - ア 次に掲げる登録を受けている者にあつては、その登録の種類に応じて、それぞれ

#### 次に定める書類

- (ア) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項又は第三項の 規定による測量業者の登録を受けている者 同法第五十五条の八第一項に規定 する営業経歴書及び第五十五条の三第三号の書類の写し
- (イ) 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項又は第三項の 規定による建築士事務所の登録を受けている者 それらの登録を受けているこ とを証する書面又はその写し
- (ウ) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第二十 二条第一項又は第三項の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者 そ れらの登録を受けていることを証する書面又はその写し
- (エ) 建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)第二条第一項の規定による建設コンサルタントの登録又は同条第三項の規定による登録の更新を受けている者 同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し
- (オ) 地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)第二条第 一項の規定による地質調査業者の登録又は同条第三項の規定による登録の更新 を受けている者 同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し
- (カ) 補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号) 第二条第一項の規定による補償コンサルタントの登録又は同条第三項の規定に よる登録の更新を受けている者 同規程第七条第一項に規定する現況報告書の 写し
- イ 登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百二十四号。以下「整備法」という。)第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有するとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本を含む。)若しくは身分証明書(以下「登記事項証明書等」という。)又はその写し
- ウ 業務経歴書 (第六号様式の二)
- 工 技術者経歴書
- オ 技術者集計一覧表 (第六号様式の三)
- カ 審査基準日の直前二年の各事業年度の財務諸表

- キ 営業所一覧表等
- ク 納税証明書又はその写し
- (三) 申請書等の提出先

第一号の(四)に準ずる。

- 三 製造の請負契約に係る申請書等及びその提出先
  - (一) 製造入札参加資格審查申請書(第七号様式)正副二部
  - (二) 製造入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - ア 登記事項証明書等又はその写し
  - イ 審査基準日の直前二年の各事業年度の財務諸表
  - ウ 営業所一覧表等
  - エ 審査基準日の直前二年における実績高調書(第八号様式)
  - オ 職員数及び営業年数調書(第九号様式)
  - カ 納税証明書又はその写し
  - (三) 申請書等の提出先 第一号の(四)に準ずる。
- 四 申請書等の提出期間
  - (一) 偶数年の七月一日を審査基準日とするもの
  - ア 県内業者 当該審査基準日の属する年の九月一日から十月三十一日まで
  - イ 県外業者 当該審査基準日の属する年の十月一日から十一月三十日まで
  - ウ 共同企業体 当該審査基準日の属する年の翌年の三月一日から同月十五日まで
  - (二) 奇数年の一月一日を審査基準日とするもの 当該審査基準日の属する年の六月 一日から同月三十日まで
  - (三) 奇数年の七月一日を審査基準日とするもの 当該審査基準日の属する年の翌年 の一月四日から同月三十一日まで
  - (四) 偶数年の一月一日を審査基準日とするもの 当該審査基準日の属する年の六月 一日から同月三十日まで

(昭六三告示一四八九・全改、平六告示三五九・平七告示三九九・平七告示八四七・平八告示二二六・平九告示四八七・平一〇告示三三九・平一一告示四九二・平一二告示六六四・平一三告示一六・平一五告示三四九・平一六告示六五六・平一七告示一二九・平一八告示五六一・平一九告示三七七・一部改正、平一九告示八七三・旧第七繰上・一部改正、平二〇告示二六一・平二二告示四五〇・平二四告示四〇一・

平二六告示五〇二・平二六告示六九四・平三〇告示五七六・令四告示五一九・一部 改正)

#### (資格の変更)

- 第七 資格の審査又は認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事 実を証する書類を添えて、文書で、速やかに報告しなければならない。
  - 一 次に掲げる事項に変更が生じた場合
    - (一) 商号又は名称
    - (二) 代表者の氏名
    - (三) 住所又は所在地
    - (四) その他審査又は認定の内容に変更を生じさせる事項
  - 二 合併又は分割があつた場合
  - 三 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをした場合若しくは申立てがなされた場合又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による民事再生手続開始の申立てをした場合若しくは申立てがなされた場合(平二〇告示四八六・追加、平二二告示四五〇・一部改正)

### 別表 (第一、第四関係)

(昭五五告示一九二九・追加、昭六三告示一四八九・平一九告示八七三・平二〇告 示四八六・一部改正)

# 工事等種別

一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、鋼橋上部工事、PC橋上部工事、しゆんせつ工事、塗装工事、法面処理工事、上・下水道工事、清掃施設工事、消雪工事、機械設備工事、通信設備工事、造園工事、さく井工事、グラウト工事、地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計

# 第1号様式(第6関係)

受付番号

# 建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

福島県知事

 郵住
 (円)

 (日)
 (日)

 (日)

	1 一般土木工事	2 舗装工事	3 建築工事	4 電気設備工事	5 暖冷房衛生設備工事	6 鋼橋上部工事
希望する 工事種別	7 PC橋上部工事	8 しゅんせつ工事	9 塗装工事	10 法面処理工事	11 上・下水道工事	12 清掃施設工事
	13 消雪工事	14 機械設備工事	15 通信設備工事	16 造園工事	17 さく井工事	18 グラウト工事

今般貴県発注に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

#### 第1号様式の2(第6条関係)

社会保険加入状況申告書

営業所等の名称	従業員数		保険加入の有無		事業所整理記号若しくは事業所番号、 健康保険組合名(健康保険、年金保
1 X/// 4 0/-110	MARX.	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	険)又は労働保険番号(雇用保険)
					健康保険
	人				厚生年金保険
	( )				雇用保険
					健康保険
	人				厚生年金保険
	( )				雇用保険
					健康保険
	人				厚生年金保険
	( )				雇用保険
					健康保険
	人				厚生年金保険
	( )				雇用保険
					健康保険
	人				厚生年金保険
	( )				雇用保険
合計	人				
	( )				

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

福島県知事

所 在 地 商号又は名称 代表者職・氏名

#### 記載要領

- 1 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。( )内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 2 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承記に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 3 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が 4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 4 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。
- 5 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保 険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本 店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 6 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 7 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による維続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○ 支店等)一括」と記載すること。

#### 第2号様式(第6関係)

その1(県内業者用)

工 事 経 歴 書

(工事種別 )

务	Ě	注	者	名	I	事	名	工事場所の あ る 都道府県名	請 負 代 元請の場合		着工年	月	完成(予定)年 月	公民の	共・ 間 別
									千円	千円	年	月	年 月	公	民
											年	月	年 月	公	民
											年	月	年 月	公	民

			年	月	年 月	公	民
			年	月	年 月	公	民

#### 記載上の注意

- 1 希望する工事種別ごとに区分し、別葉に作成すること。
- 2 下請工事については、発注者名の欄に元請業者名を、工事名の欄に下請工事名を記載すること。
- 3 直前事業年度終了日の直前2年又は直前3年の各事業年度における完成工事(工事進行基準を採つている場合は未成工事を含む。)について記載すること。
- 4 許可業種に対応した建設工事ごとに、公共元請工事、民間元請工事、民間下請工事、その他少額工事の順に各々小計を付して記載 し、事業年度ごとに当該建設工事の完成工事高の合計を記載すること。
- 5 工事種別ごとに完成工事高に係る集計表を添付すること。

その2(県外業者用)

工 事 経 歴 書

(工事種別 )

発	注	者	名	元請又は 下請の別	I	事	名	工事場所のあ る都道府県名	請負代金の額	着工	年 月	完成(子年	· 定) 月
									千円	4	F 月	年	月
										4	手 月	年	月
										4	F 月	年	月

			年	月	年	月
			年	月	年	月

# 記載上の注意

- 1 希望する工事種別ごとに区分し、別葉に作成すること。
- 2 下請工事については、発注者名の欄に元請業者名を、工事名の欄に下請工事名を記載すること。
- 3 直前事業年度終了日の直前2年又は直前3年の各事業年度における主な完成工事(工事執行基準を採つている場合は未成工事を含む。) について記載すること(1年間に20件程度記載すること。)。

なお、努めて、福島県内で施工した工事を記載すること。

- 4 事業年度ごとに福島県内で施工した工事の完成工事高の小計を記載するとともに、事業年度ごとに福島県外で施工したものを含めた 完成工事高の合計を記載すること。
- 5 工事種別ごとに完成工事高に係る集計表を添付すること。

#### 第3号様式 (第6関係)

その1 (建設工事用)

#### 技 術 者 経 歴 書

	(工事種別			<u>)                                    </u>										現在
Area Area	1966)	H* #	÷и∧	法令に	よる免許等	ctr 7/1 67 PM	67 FA ~ C *	i for		抄	を祈す	¥ 区 3	分	
通番	職名	氏 名	年齢	名 称	取得年月日	実務経歴	経験年月数	ex .	1級	受講	監理 補佐	基幹	2 級	その他
1							年	月						
2							年	月						
3							年	月						
							年	月						
							年	月						
							年	月						
		l		l			計							

#### 記入上の注意

- 1 希望する工事種別ごとに作成し、審査基準日の直前事業年度終了日における技術者について記載すること。 2 同一人が複数の工事種別の技術者要件を満たす場合は、2業種まで技術者として記載できる。 3 「法令による免許等」欄は、希望する工事種別に関するもののみ記載すること。 4 「実務経歴」欄は、審査対象年及びその前年に当該技術者が従事した工事のうち最大のものを1年に1件記載すること。 5 「技術者区分」欄は、該当するもののいずれかに〇即を付けること。

### 第3号様式 (第6関係)

その2(測量等用)

# 技 術 者 経 歴 書

現在

															-301L
	attr. da			法令による	る免許等				業	移		種	/ -		非常勤
通番	職名	氏 名	年齢	名 称	取得年月日	実務経歴	経験年月	数	地上 測量	航空 測量	調査	土木 設計	建築 設計	常勤	非常勤
1							年	月							
2							年	月							
3							年	月							
							年	月							
							年	月							
							年	月							
			•				計								

#### 記入上の注意

- 1 審査基準日の直前事業年度終了日における技術者について記載すること。
   2 希望する業務種別に係るすべての技術関係職員を記載し、担当する業務種別欄に○印を付けること。該当する業務種別が複数であってもよい。
   3 「法令による免許等」欄は、希望する業務種別に関するもののみ記載すること。
   4 「実務経歴」欄は、審査対象年及びその前年に当該技術者が従事した業務のうち最大のものを1年に1件記載すること。

# 第4号様式その1 (建設工事用)

# 営業所及び委任関係一覧表

# 商号又は名称:

	Ž.	営 業	所			内自	紧委任者		委	任	事	項	
名 称	許可を受い 特定	ナた建設業 一般		在	地 等	職	氏 名	委任する 工事種別	委 見積 入札	契約	代金 請求 受領	復代 理人 選任	委任区域 (管内別)
(本店)													
( 営業所 )													
	1			計	箇所			1					

第4号様式その2(測量等、製造用)

営業所及び委任関係一覧表

### 商号又は名称:

					_
営業 名称 代表者	所 在 地 等	内部委任者	委任する 業務種別 入	委任事 代金 提約 構 規 規	項 委任区域 理人 (管内別) 選任
(本店)					
(営業所)					
	計 箇所				

### 新卒者雇用申告書

年 月 日

福島県知事

住 所 商号又は名称 代表者職・氏名

下記のとおり新卒者を雇用していることを申告します。

記

	氏名(フリガナ)	(フリガナ)	生年	月日		年	月	日
1	卒業学校区分 (該当の□をチェックする)	□ 高等学校 □ 高等専門 □ 専修学校・職業訓練校	学校		大学	・短期カ	大学・	大学院
	卒業年月日		年	月	日			
	雇用年月日		年	月	日			
	氏名(フリガナ)	(フリガナ)	生年	月日		年	月	日
2	卒業学校区分 (該当の□をチェックする)	□ 高等学校 □ 高等専門 □ 専修学校・職業訓練校	学校		大学	・短期	大学・	大学院
	卒業年月日		年	月	日			
	雇用年月日		年	月	日			
	氏名(フリガナ)	(フリガナ)	生年	月日		年	月	日
3	卒業学校区分 (該当の□をチェックする)	□ 高等学校 □ 高等専門 □ 専修学校・職業訓練校	学校		大学	・短期プ	大学・	大学院
	卒業年月日		年	月	日			
	雇用年月日		年	月	日			
	氏名(フリガナ)	(フリガナ)	生年	月日		年	月	日
4	卒業学校区分 (該当の□をチェックする)	□ 高等学校 □ 高等専門 □ 専修学校・職業訓練校	学校		大学	短期プ	大学・	大学院
			年	月	日			
	卒業年月日		+	Л	H			
	卒業年月日 		年年	月	月			

(添付書類) 1 卒業証書又は卒業証明書の写し

2 雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写し

#### **第6号様式**(第6関係) 受付番号

# 測量等入札参加資格審查申請書

年 月 日

福島県知事

地 上 測 量 航 空 測 量 調査( ) 土 木 設 計 建 築 設 計 
 郵住
 (南)

 (市)
 (市)

 (市)
 (市

	X		分			登	録	1	£ -	-			登	録	年	月	日
1	(I)		f	t													
7	下 動 月	奎 釒	監定														
英	車 築 士	事	務 彦	Î													
i	也 質	調	査	:													
*	甫償コンさ	ナルろ	メント														
(登≇	東部門)																
1	土地調査	2	土地評	価	3	物件		4	機械:	C作物		5	営業	補償		6 4	1業損失
7	補償関連	8	総合補	償													
萸	建設コンカ	ナルう	メント														
(登)	東部 門)																
1	河川・砂防	・海岸	・海洋	2	港湾	・空港	3	電:	力土木	4	道路	名	5	鉄道	É		
6	上水道・工	<b>集用水</b>	道	7	下水	Ĭ	8	農	業土木	9	森村	木土木	10	水產	主土木	11	廃棄物
12	造園 1	3 都	声信申	・地方	計画	14	地質		15	土質	・基	礎	16	鋼桿	<b>等造物</b>	• =	ンクリート
17	トンネル 1	8 施	工計画	<ul><li>施工</li></ul>	設備	・積算	19	建	没環境	20	機相	夷	21	電気	、電子		

今般貴県発注に係る測量、調査及び設計業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

#### 第6号様式の2(第6関係)

業 務 経 歴 書 \_<u>)</u>

(業務種別

発	注	者	名	元請又は 下請の別	業	務	名	業務場所のあ る都道府県名	請負代金の額	着工年	月	完成年	月
									千円	年	月	年	月
										年	月	年	月
										年	月	年	月

			年	月	年	月
			年	月	年	月

#### 記載上の注意

- 1 希望する業務種別ごとに区分し、別葉に作成すること。
- 2 下清業務については、発注者名の欄に元清業者名を、業務名の欄に下請業務名を記載すること。 3 県内業者にあつては、審査基準日の直前2年の各事業年度における完成業務について記載し(少額工事については一括記載してもよ い。)、事業年度ごとに取扱高の合計を記載すること。
- 4 県外業者にあつては、審査基準日の直前2年の各事業年度における主な完成業務について記載し(1年間に20件程度記載すること。)、 事業年度ごとに福島県内で取り扱つた業務の取扱高の小計を記載するとともに、事業年度ごとに福島県外で取り扱つた業務に係るもの を含めた取扱高の合計を記載すること。なお、努めて、福島県内で取り扱つた業務を記載すること。

# 第6号様式の3(第6関係)

1 技術士								[小計	人)
建設部門	人	(1) 土質及び基礎	人	(2)	鋼構造及びコンクリート	人	(3)	都市計画及び地方計画	)
		(4) 河川、砂防及び海岸・海洋	人	(5)	港湾及び空港	人	(6)	電力土木	)
		(7) 道路	人	(8)	鉄道	人	(9)	トンネル	)
		(10) 施工計画、施工設備及び積算	人	(11)	建設環境	人			
上下水道部門	人	(1) 上水道及び工業用水道	人	(2)	下水道	人			
農業部門	人	農業土木	人						
森林部門	人	森林土木	人						
水産部門	人	水産土木	人						
機械部門	人	(1) 機械設計	人	(2)	材料力学	人	(3)	機械力学・制御	,
		(4) 動力エネルギー	人	(5)	熱工学	人	(6)	流体工学	,
		(7) 交通・物流機械及び建設機械	人	(8)	ロボット	人	(9)	情報・精密機器	,
電気電子部門	人	(1) 発送配変電	人	(2)	電気応用	人	(3)	電子応用	)
		(4) 情報通信	人	(5)	電気設備	人			
応用理学部門	人	地質	人						
衛生工学部門	人	廃棄物管理	人						
総合技術監理	人	(1) 建設―土質及び基礎	人	(2)	建設―鋼構造及びコンクリート	人	(3)	建設一都市計画及び地方計画	J
部門		(4) 建設—河川、砂防及び海岸・海 洋	人	(5)	建設一港湾及び空港	人	(6)	建設一電力土木	J
		(7) 建設─道路	人	(8)	建設一鉄道	人	(9)	建設―トンネル	)
		(10) 建設―施工計画、施工設備及 び積算	人	(11)	建設一建設環境	人		上下水道―上水道及び工業用 道	J
		(13) 上下水道—下水道	人	(14)	農業一農業土木	人	(15)	森林—森林土木	,

	(16) 水産	—水産土木		人	(17)	機械一機械設計			人	(18)	機械	材料力学		)
	(19) 機械	―機械力学・#	削御	人	(20)	機械一動力エネルキ	_		人	人(21) 機械—熱工学				J
	(22) 機械	—流体工学		人	(23) 機	機械―交通・物流機 械	械及び	/建設	人	(24) 機械―ロボット				)
	(25) 機械	—情報・精密#	<b>獎器</b>	人	(26)	電気電子一発送配変	電		人	(27)	電気電	了—電気応用		)
	(28) 電気	電子一電子応用	1	人	(29)	電気電子一情報通信	i		人	(30)	電気電子	了—電気設備		j
	(31) 応用	理学一地質		人	(32)	(32) 衛生工学—廃棄物管理 人								
シビルコンサルティ	ングマネージ	ャー(RCCM)											[小計	人
<ol> <li>河川、砂防及び海</li> <li>道路</li> </ol>	岸・海洋	人 人	(5) 鉄道	及び空港		人	(6)		直及び工業用	水道		人 人		
7) 下水道 10) 水産土木		人	(8) 農業			<u> </u>		森林士	:木					
<ol> <li>10) 水座工木</li> <li>13) 都市計画及び地方</li> </ol>	片計画	<u>人</u>	(14) 地質											
16) 鋼構造及びコンク	* 1-11	人	(17) トン											
19) 建設環境		人	(20) 機械						人					
学校教育法(昭和22:	在注律第96号	4)に トス 七学の												
土木設計に関する経 RCCM 資格試験に合格	期大学又は高 験年数が 20 <sup>を</sup> らした者で、社	等専門学校の4 F以上の技術者 団法人建設コ	卒業者で、± ンサルタンン	・木設計に関 ツ協会に備え	する経 る RCC!	M 登録簿に登録されて	技術者		証書の交付	を受けて	いない	もの	(小計 (小計 (小計 (小計 (小計	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
学校教育法による短 5 土木設計に関する経 6 RCCM 資格試験に合格 7 1 に掲げる技術士以が 【集計】 (1) 1~7	期大学又は高 験年数が 20년 みした者で、社 外の技術士で、	等専門学校の4 F以上の技術者 団法人建設コ	卒業者で、± ンサルタンン	:木設計に関 ツ協会に備え 数が 10 年以	する経 る ROC! 上のも	験年数が17年以上の M 登録簿に登録されて の	技術者	*、登绮				もの(1)+(2)	(小計 (小計 (小計	N N

第7号様式(第6関係)

受付番号

# 製造入札参加資格審査申請書

年 月 日

福島県知事

 郵住
 (で)
 (で)

希望する製造の品目

1 工事に関する施設 2 工事に関する機械 3 船舶の製造・修繕 4 その他

今般貴県発注に係る測量、調査及び設計業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

#### 第8号様式(第6関係)

# 審査基準日の直前2年における実績高調書

年別	直前第2年度	三分決算より	直前第1年度	を分決算より	平 均 年 間 製 造 高
決算期別 製造の 種類別	年 月から 年 月まで (ア)	年 月から 年 月まで (イ)	年 月から 年 月まで (ウ)	年 月から 年 月まで (エ)	$\frac{(\mathcal{T})+(\mathcal{A})+(\dot{\mathcal{D}})+(\mathcal{I})}{2}$
	千円	千円	千円	千円	
# <del>+</del>					

#### 第9号様式(第6関係)

# 職員数及び営業年数調書

#### 1 職員数

常	経	験	年	数	技術関係職員	事務関係職員	工	員	等	合	計
勤職	3	年	以	上							
員の	3	年	未	満							
数		ñ	+								

# 2 営業年数

営業	創			業	転	廃	業(休ま	業 )	現	組	織	^	の	変	更	営	業	年	数	計
年		年	н		自	年	月	H		年			В		-					年
数		干	Я	П	至	年	月	日		4			Я		П					#

改正文(昭和四六年告示第三三三号)抄

昭和四十六年四月一日から施行する。

改正文(昭和四七年告示第二四〇号)

昭和四十七年四月一日から施行する。

改正文(昭和四七年告示第一一九六号)抄

- 1 昭和四十八年一月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に物品の買入れ又は修繕の契約に係る指名競争入札に参加する 資格を有する者に係る当該資格の格付けの有効期限は、昭和四十八年六月三十日とする。 改正文(昭和五五年告示第一九二九号)抄
- 1 昭和五十六年一月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に工事又は製造の請負に係る指名競争入札に参加する資格を有する者の当該資格については、その者の現に有する当該資格の有効期間中は、なお従前の例による。この場合において、当該資格の有効期間は、昭和五十六年四月三十日までとする。
- 3 この告示の施行の際現に工事の請負に係る指名競争入札に参加する資格を有する者が 共同企業体の構成員のすべてであるときは、その者の現に有する当該資格の有効期間中は、 当該共同企業体に対しては、改正後の第一の二の第二号の規定中完成工事高に関する部分 を適用しない。

改正文(昭和五七年告示第三八二号)抄

昭和五十七年四月一日から施行する。

改正文(昭和六三年告示第一四八九号)抄

- 1 昭和六十三年九月三十日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に工事若しくは製造の請負、物品の買入れ若しくは修繕又は林産物の売払いに係る指名競争入札に参加する資格を有する者の当該資格については、その者の当該資格の有効期間中は、なお従前の例による。この場合において、当該資格の有効期間は、工事又は製造の請負にあつては昭和六十四年六月三十日まで、物品の買入れ又は修繕にあつては同年七月三十一日まで、林産物の売払いにあつては昭和六十六年八月三十一日までとする。
- 3 昭和六十三年十月一日を審査基準日とする工事又は製造の請負に係る指名競争入札に 参加する者に必要な資格の有効期間は、改正後の第二の第一号の規定にかかわらず、昭和 六十四年七月一日から昭和六十六年四月三十日までとする。

4 昭和六十三年十月一日を審査基準日とする工事又は製造の請負に係る県外業者及び共同企業体の指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書等の提出期限は、改正後の第七の第六号の(一)の規定にかかわらず、昭和六十四年三月三十一日とする。

改正文(平成元年告示第一八五号)抄

- 1 平成元年二月二十一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に工事若しくは製造の請負又は物品の買入れ若しくは修繕に係 る指名競争入札に参加する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。
- 3 昭和六十三年十月一日を審査基準日とする工事又は製造の請負に係る県内業者の指名 競争入札に参加する者に必要な資格の有効期間は、改正後の第二の第一号の(一)の規定 にかかわらず、なお従前の例による。

改正文(平成三年告示第二三九号)抄

平成三年四月一日から施行する。

改正文(平成三年告示第四二四号)抄

平成三年五月一日から施行する。

改正文(平成五年告示第二七四号)抄

平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成六年告示第三五九号)

この規程は、平成六年四月一日から施行する。

改正文(平成一〇年告示第三三九号)抄

平成十年四月一日から施行する。

改正文(平成一〇年告示第七七六号)抄

2 この告示の施行の際現に工事又は製造の請負その他の契約に係る指名競争入札に参加 する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。

改正文(平成一二年告示第六六四号)抄

- 1 平成十二年九月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に工事又は製造の請負その他の契約に係る指名競争入札に参加 する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。ただし、平成十三年四 月一日から同月三十日までの間は、改正前の第二の第一号の規定による資格と改正後の第 二の第一号の規定による資格とのいずれか上位の資格による。

改正文(平成一三年告示第一六号)抄

- 1 平成十三年一月六日から施行する。ただし、第七の第二号の(二)の改正規定は、公布 の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に工事又は製造の請負その他の契約に係る指名競争入札に参加 する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則(平成一五年告示第三四九号)

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

改正文(平成一六年告示第六五六号)抄

2 この告示の施行の際現に工事又は製造の請負その他の契約に係る指名競争入札に参加 する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。

改正文(平成一七年告示第一二九号)抄

- 1 平成十七年三月七日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に工事又は製造の請負その他の契約に係る指名競争入札に参加 する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。

改正文(平成一八年告示第五六一号)抄

- 2 平成十八年度までの工事又は製造の請負その他の契約に係る指名競争入札に参加する 資格については、なお従前の例による。
- 3 平成十八年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあっては、第四の第二号の (八)及び(九)の審査基準日を八月三十一日とする。

改正文(平成一九年告示第三七七号)抄

2 この告示の施行の際現に改正前の規定に基づき福島県土木部土木総務領域建設行政グループ参事に提出されている申請書等は、改正後の規定に基づき福島県総務部財務領域入 札改革グループ参事に提出された申請書等とみなす。

改正文(平成一九年告示第八七三号)抄

- 2 この告示の施行の際現に改正前の五十九号告示の規定に基づく契約に係る指名競争入 札に参加する資格を有する者は、当該資格の有効期間内に限り、当該契約に係る地方自治 法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定による一般競争入 札に参加する者に必要な資格及び同令第百六十七条の十一第二項の規定による指名競争 入札に参加する者に必要な資格(次項において「資格」という。)を有するものとみなす。
- 3 工事に係る建設資材の販売契約に係る資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請

に必要な書類等については、改正後の五十九号告示の規定の例による。この場合において、 当該認定された資格の有効期間は、平成二十一年三月三十一日までとする。

改正文(平成二〇年告示第四八六号)抄

- 2 平成二十年度までの工事又は製造の請負その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
- 3 平成二十年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあっては、第四の第二号 (十一)及び(十二)の審査基準日を七月三十一日とする。

改正文(平成二二年告示第四五〇号)抄

- 2 平成二十二年度までの工事又は製造の請負その他の契約に係る一般競争入札又は指名 競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
- 3 平成二十二年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあっては、第四の第二号の(十二)及び(十三)の審査基準日を同年七月三十一日とする。

改正文(平成二四年告示第四○一号)抄

- 2 平成二十四年度までの工事又は製造の請負その他の契約に係る一般競争入札又は指名 競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
- 3 平成二十四年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあっては、第四の第二号の(三)及び(十一)の審査基準日を同年九月三十日と、(十二)の審査基準日を同年十二月三十一日とする。

改正文(平成二四年告示第五六六号)抄

2 改正後の競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該 入札に参加する者に必要な資格等を定める件第一の規定は、工事若しくは製造の請負契約 又は測量等の委託契約に係る平成二十五年度以後の一般競争入札又は指名競争入札に参 加する資格の審査について適用し、当該契約に係る平成二十四年度までの当該入札に参加 する資格の審査については、なお従前の例による。

改正文(平成二六年告示第五〇二号)抄

- 2 平成二十六年度までの工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般 競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
- 3 平成二十六年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあっては、第四の第二号の(三)及び(十二)の審査基準日を同年九月三十日とする。
- 4 第六の第四号(一)によるものにあっては、同項の規定にかかわらず、第一の第七号の 審査基準日を同年九月一日とする。

5 平成二十七年度からの製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は 指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。

改正文(平成二六年告示第六九四号)抄

平成二十六年十一月二十八日から施行する。

改正文(平成二七年告示第一六一号)抄

2 平成二十七年度からの製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は 指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。

改正文(平成二八年告示第四八九号)抄

- 1 平成二十八年八月五日から施行する。
- 2 平成二十八年度までの工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般 競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
- 3 平成二十八年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあっては、第四の第二号の(三)、(八)及び(十二)の審査基準日を同日とする。

改正文(平成三十年告示第五七六号)抄

- 1 平成三十年七月十日から施行する。
- 2 平成三十年度までの工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は氏名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
- 3 平成三十年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあっては、第四の第二号の(三)及び(十二)の審査基準日を同年九月三十日とする。

改正文(令和二年告示第四四九号)抄

- 1 令和二年七月一四日から施行する。
- 2 令和二年度までに開札する工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る 一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
- 3 令和二年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあっては、第四の第二号の (三)及び(十二)の審査基準日を同年九月三十日とする。

改正文(令和三年告示第三八四号)抄

- 1 令和三年四月二十七日から施行する。改正文(令和四年告示第三九八号)抄
- 1 令和四年五月三十一日から施行する。 改正文(令和四年告示第五一九号)抄
- 1 令和四年七月一九日から施行する。

- 2 令和五年三月三十一日までに開札する工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託 契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例によ る。
- 3 令和四年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあっては、第四の第二号(三) 及び(十二)の審査基準日を同年九月三十日とする。

改正文(令和五年告示第一三二号)抄

1 令和五年二月二十八日から施行する。

# 第1号様式(第6関係)

(昭63告示1489・全改、平3告示329・平13告示16・平19告示873・令3告示483・ 一部改正)

### 第1号様式の2 (第6関係)

(平26告示502・追加、令3告示483・一部改正)

### 第2号様式(第6関係)

(昭63告示1489・全改、平7告示399・平10告示776・平18告示561・平19告示873・ 一部改正)

# 第3号様式(第6関係)

(平7告示399・全改、平18告示561・平19告示873・平20告示486・令4告示519・ 一部改正)

# 第4号様式(第6関係)

(昭55告示1929・全改、昭57告示382・昭63告示1489・平8告示226・平19告示873・令4告示519一部改正)

# 第5号様式(第6関係)

(平26告示502・全改、令3告示483・一部改正)

# 第6号様式(第6関係)

(昭63告示1489・全改、平3告示329・平7告示399・平10告示776・平16告示656・平19告示873・令3告示483・一部改正)

# 第6号様式の2 (第6関係)

(昭63告示1489・追加、平10告示776・平18告示561・平19告示873・一部改正) 第6号様式の3(第6関係)

(平12告示664・追加、平16告示656・平19告示873・平22告示450・一部改正) 第7号様式(第6関係)

(昭63告示1489・全改、平3告示239・平19告示873・令3告示483・一部改正) 第8号様式(第6関係)

(昭55告示1929・全改、昭57告示382・平7告示399・平19告示873・一部改正) 第9号様式(第6関係)

(昭55告示1929・全改、平19告示873・一部改正)